

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">長野県がん検診検討委員会開催要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 がん検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的な見地意見を聴くため、長野県がん検診検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。</p> <p><u>なお、委員会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。</u></p> <p>2 委員会は、「健康診査管理指導等事業実施のための指針について」（平成20年3月31日付け健総発第0331012号厚生労働省健康局総務課長通知）の別添「健康診査管理指導等事業実施のための指針」第3の1に規定する生活習慣病検診等管理指導協議会及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日付け健発0331058号厚生労働省健康局長通知）の別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」第3の1の(2)③に規定するがんに関する部会とする。</p> <p>(会議事項)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事項について意見を聴くものとする。</p> <p>(1) 市町村、検診実施機関におけるがん検診の在り方及び指導方法に関すること。</p> <p>(2) 市町村、検診実施機関におけるがん検診の精度管理の在り方に関すること。</p> <p>(3) その他、がん検診の推進に必要な事項に関すること。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、15人以内で構成する。</p> <p>2 委員会に属すべき構成員は、次の各号に掲げる者のうちから県が依頼する。</p> <p>(1) 一般社団法人長野県医師会の代表者</p>	<p style="text-align: center;">長野県がん検診検討委員会運営要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 市町村及び検診実施機関に対し、がん検診の実施方法や精度管理の在り方等について専門的な見地から指導を行うため、長野県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）に、長野県がん検診検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、長野県がん対策推進協議会設置要綱第8条第1項に規定する部会とする。</p> <p>3 委員会は、「健康診査管理指導等事業実施のための指針について」（平成20年3月31日付け健総発第0331012号厚生労働省健康局総務課長通知）の別添「健康診査管理指導等事業実施のための指針」第3の1に規定する生活習慣病検診等管理指導協議会及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日付け健発0331058号厚生労働省健康局長通知）の別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」第3の1の(2)③に規定するがんに関する部会とする。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討・協議するものとする。</p> <p>(1) 市町村、検診実施機関におけるがん検診の在り方及び指導方法に関すること。</p> <p>(2) 市町村、検診実施機関におけるがん検診の精度管理の在り方に関すること。</p> <p>(3) その他、がん検診の推進に必要な事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員及び専門委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員会に属すべき委員及び専門委員は、次の各号に掲げる者のうちから協議会の会長が指名する。</p> <p>(1) 一般社団法人長野県医師会の代表者</p>

- (2) がん検診実施機関の代表者
- (3) がん検診に係わる者
- (4) 関係行政機関の代表者

(開催時期)

第4条 会議は、令和2年8月31日までの間、開催するものとする。

(座長)

第5条 委員会に座長を置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 月 日から施行する。

- (2) がん検診実施機関の代表者
- (3) がん検診に係わる者
- (4) 関係行政機関の代表者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員会に属する委員及び専門委員が互選する。

2 委員長は、委員会を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員又は専門委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員及び専門委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

長野県がん検診検討協議会設置要綱は、平成26年9月1日をもって廃止し、当該要綱の規定に基づき設置した長野県がん検診検討協議会の任務等の一切について、委員会が承継する。